

○指定金融機関及び収納代理金融機関について

平成7年11月1日

告示第5号

改正 平成7年12月1日 告示第6号

平成13年3月30日 告示第2号

平成31年2月21日 告示第2号

令和6年2月15日 告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項及び第4項の規定により、指定金融機関及び収納代理金融機関を次のとおり指定する。

1 指定金融機関

名 称	事 務 取 扱 店 舗	
株式会社 但馬銀行	総 括 店	本店営業部
	収 納 店	総括店以外の本支店

2 収納代理金融機関

名 称	事 務 取 扱 店 舗
株式会社 三井住友銀行	豊岡支店
但 馬 信 用 金 庫	本店営業部
	大開支店
	日高支店
	城崎支店
	和田山支店
	竹田支店
	山東支店
	出石支店
	香住支店
	浜坂支店
	豊岡南支店
	但東支店
	豊岡西支店
	豊岡北支店
	竹野支店
	八鹿支店
	広谷支店
	村岡支店
	大屋支店

	関宮支店 湯村支店
--	--------------